

1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

2 事業の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正及び建築基準法の一部改正に伴い、申請に対する審査に係る項目の新設及び改正をするため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、住宅も建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となることに伴う各申請の審査手数料の新設及び改正
- (2) 建築基準法の一部が改正され、審査及び検査の項目が増えることに伴う建築確認申請の審査手数料の改正

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、建築基準法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・ 新旧対照表
- ・ 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

新

旧

議案第32号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

別表第1 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (建築主事への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1	建築基準法 (以下この表及び別表第2において「法」という。) 第6条第1項 (法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項 (法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 (2の項及び3の項に規定する審査を除く。)	(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>8,000円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>34,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの <u>36,000円</u> (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>39,000円</u> (6)~(10) 略
2	略	
3	法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合す

別表第1 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (建築主事への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1	建築基準法 (以下この表及び別表第2において「法」という。) 第6条第1項 (法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項 (法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 (2の項に規定する審査を除く。)	(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>7,000円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>24,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>31,000円</u> (5)~(9) 略
2	略	

(同条第2項において準用する場合を含む。) 又は同法第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の場合に限る。)

るもの(2)に掲げるものを除く。) 1の項金額の欄(昇降機を含む建築物の場合は2の項金額の欄)の額に、次に定める額を加算した金額

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
14,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
16,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
27,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
43,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
68,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
88,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能

適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの（同令第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） 1の項金額の欄（昇降機を含む建築物の場合は2の項金額の欄）の額に、次に定める額を加算して得た金額

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
7,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
8,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
13,500円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
21,500円

		<p>(㊦) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>34,000円</u></p> <p>(㊧) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> <u>44,000円</u></p>			
<u>4</u> ・ <u>5</u>	略			<u>3</u> ・ <u>4</u>	略
<u>6</u>	<p>法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（7の項及び8の項に規定する完了検査を除く。）</p>	<p>(1) (2)以外の場合</p> <p>ア <u>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</u> <u>15,000円</u></p> <p>イ <u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u> <u>24,000円</u></p> <p>ウ <u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> <u>34,000円</u></p> <p>エ <u>床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u> <u>37,000円</u></p> <p>オ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> <u>42,000円</u></p> <p>カ～コ 略</p> <p>(2) 法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を</p>		<u>5</u>	<p>法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査（6の項に規定する完了検査を除く。）</p> <p>(1) (2)以外の場合</p> <p>ア <u>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</u> <u>14,000円</u></p> <p>イ <u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u> <u>17,000円</u></p> <p>ウ <u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> <u>24,000円</u></p> <p>エ <u>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> <u>35,000円</u></p> <p>オ～ケ 略</p> <p>(2) 法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を</p>

		<p>含む申請の場合 ア～ウ 略 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>300平方メートル以内のもの</u> <u>28,000円</u> オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>36,000円</u> カ～コ 略</p>			<p>含む申請の場合 ア～ウ 略 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>500平方メートル以内のもの</u> <u>33,000円</u> オ～ケ 略</p>
7	<p>法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）</p>	<p>6の項金額の欄に掲げる額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した金額 (1)・(2) 略</p>	6	<p>法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）</p>	<p>5の項金額の欄に掲げる額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した金額 (1)・(2) 略</p>
8	<p>法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条の規定に基づく要確認特定建築行為及び第12条の規定に基づく要通知特定建築行為に係る建築物に関する場合に限る。）</p>	<p>6の項金額の欄の額（昇降機を含む建築物の場合は6の項金額の欄の額に7の項金額の欄の額を加算した額）に、次に定める額を加算した金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>3,000円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>5,000円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>			

		<p><u>6,000円</u></p> <p>(4) <u>床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>7,000円</u></p> <p>(5) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>8,000円</u></p> <p>(6) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>11,000円</u></p> <p>(7) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>16,000円</u></p> <p>(8) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>41,000円</u></p> <p>(9) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>66,000円</u></p> <p>(10) <u>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</u></p> <p><u>133,000円</u></p>			
<p><u>9</u></p>	<p>法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査</p>	<p>略</p>		<p><u>7</u></p>	<p>法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査</p>

<u>10</u>	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	略
<u>11</u>	法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査（ <u>12の項</u> に規定する中間検査を除く。）	(1)～(3) 略 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの <u>27,000円</u> (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>33,000円</u> (6)～(10) 略
<u>12</u>	法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	(1) 中間検査の対象が建築物（建築設備を除く。以下この欄において同じ。）のみの場合 <u>11の項</u> 金額の欄に掲げる金額 (2) 中間検査の対象が建築物及び昇降機の場合 <u>11の項</u> 金額の欄に掲げる額に、中間検査の対象となる昇降機1基ごとに16,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）を加算した金額 (3) 略
<u>13</u> ・ <u>14</u>	略	

備考

- 1 略
- 2 6の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定

<u>8</u>	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査	略
<u>9</u>	法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査（ <u>10の項</u> に規定する中間検査を除く。）	(1)～(3) 略 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>31,000円</u> (5)～(9) 略
<u>10</u>	法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	(1) 中間検査の対象が建築物（建築設備を除く。以下この欄において同じ。）のみの場合 <u>9の項</u> 金額の欄に掲げる金額 (2) 中間検査の対象が建築物及び昇降機の場合 <u>9の項</u> 金額の欄に掲げる額に、中間検査の対象となる昇降機1基ごとに16,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）を加算した金額 (3) 略
<u>11</u> ・ <u>12</u>	略	

備考

- 1 略
- 2 5の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定

し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 11の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)・(2) 略

別表第6 (第2条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
略		
2	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査(以下この表において「適合審査」という。))の申出を伴う場合に限る。	(1) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要しない建築物である場合に次に掲げる額を合算した金額 ア 略 イ 次に掲げる適合審査に係る床面積の合計(建築基準法第6条第1項に基づく計画の変更の確認申請の場合は、変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計とする。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 30平方メートル以内のもの <u>8,000円</u> (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内の

し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 9の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)・(2) 略

別表第6 (第2条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
略		
2	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査(以下この表において「適合審査」という。))の申出を伴う場合に限る。	(1) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要しない建築物である場合に次に掲げる額を合算した金額 ア 略 イ 次に掲げる適合審査に係る床面積の合計(建築基準法第6条第1項に基づく計画の変更の確認申請の場合は、変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計とする。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 30平方メートル以内のもの <u>7,000円</u> (イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内の

もの 20,000円

(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円

(エ) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 36,000円

(オ) 300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円

(カ)～(ク) 略

ウ 略

エ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。) 又は同法第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの

a 一戸建ての住宅 次

もの 14,000円

(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円

(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円

(オ)～(ク) 略

ウ 略

に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が
200 平方メートル未
満のもの 14,000 円

(b) 床面積の合計が
200 平方メートル以
上のもの 16,000 円

b 住宅用途を含む建築
物の住宅部分 次に掲
げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が
300 平方メートル未
満のもの 27,000 円

(b) 床面積の合計が
300 平方メートル以
上 2,000 平方メー
トル未満のもの
43,000 円

(c) 床面積の合計が
2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メー
トル未満のもの
68,000 円

(d) 床面積の合計が
5,000 平方メートル
以上のもの 88,000
円

(4) 建築物のエネルギー消
費性能の向上等に関する
法律第 11 条第 2 項及び
同法第 12 条第 3 項の規

定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の建築をするもの

a 一戸建ての住宅 次

に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が
200 平方メートル未
満のもの 7,000 円

(b) 床面積の合計が
200 平方メートル以
上のもの 8,000 円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 13,500円

(b) 床面積の合計が
300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの
21,500円

(c) 床面積の合計が
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの
34,000円

(d) 床面積の合計が
5,000平方メートル
以上のもの 44,000

		<p style="text-align: center;"><u>四</u></p> <p>(2) 構造計算適合性判定を要する建築物（エにあっては、一の建築物について、建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物は、当該別の建築物とみなす。4の項金額の欄(2)において同じ。）である場合 次に掲げる額を合算した金額 ア～ウ 略 <u>エ</u> <u>(1)エの額</u> <u>オ</u> 略</p>
3	略	
4	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を伴う場合に限る。）	<p>(1) 構造計算適合性判定を要しない建築物である場合 次に掲げる額を合算した金額 ア～ウ 略 <u>エ</u> <u>2の項金額の欄(1)エの額</u></p> <p>(2) 構造計算適合性判定を要する建築物である場合 次に掲げる額を合算した金額 ア～ウ 略 <u>エ</u> <u>2の項金額の欄(1)エの額</u> <u>オ</u> 略</p>
略		

別表第7（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づ	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(3) 略 (4) <u>(1)以外の場合で、基準省</u>

		<p>(2) 構造計算適合性判定を要する建築物（エにあっては、一の建築物について、建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物は、当該別の建築物とみなす。4の項金額の欄(2)において同じ。）である場合 次に掲げる額を合算した金額 ア～ウ 略 <u>エ</u> 略</p>
3	略	
4	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を伴う場合に限る。）	<p>(1) 構造計算適合性判定を要しない建築物である場合 次に掲げる額を合算した金額 ア～ウ 略</p> <p>(2) 構造計算適合性判定を要する建築物である場合 次に掲げる額を合算した金額 ア～ウ 略 <u>エ</u> 略</p>
略		

別表第7（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づ	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)～(3) 略

く低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（2の項に規定する審査を除く。）

令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

(1) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円

(1) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円

(5)・(6) 略

く低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（2の項に規定する審査を除く。）

(4)・(5) 略

2	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	1の項に規定する合算して得た額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)から(4)までに掲げる場合はそれぞれ当該(2)から(4)までに定める額を更に加算して得た金額 (1) 次に掲げる床面積の合計（建築基準法第6条第1項に基づく計画の変更の確認申請の場合は、変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計とする。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 30平方メートル以内のもの <u>8,000円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>34,000円</u> エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの <u>36,000円</u> オ <u>300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 39,000円</u> カ～コ 略 (2) 略 (3) 建築物のエネルギー消費
2	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	1の項に規定する合算して得た額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)又は(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)又は(3)に定める額を更に加算して得た金額 (1) 次に掲げる床面積の合計（建築基準法第6条第1項に基づく計画の変更の確認申請の場合は、変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計とする。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 30平方メートル以内のもの <u>7,000円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>14,000円</u> ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>24,000円</u> エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>31,000円</u> オ～ケ 略 (2) 略

性能の向上等に関する法律
第 1 1 条第 1 項ただし書
(同条第 2 項において準用
する場合を含む。) 又は同
法第 1 2 条第 2 項ただし書
(同条第 3 項において準用
する場合を含む。) に規定
する特定建築行為の場合
次に掲げる区分に応じ、そ
れぞれ次に定める額
ア 建築物のエネルギー消
費性能の向上等に関する
法律施行規則第 2 条第 1
項第 1 号イ又はロの基準
に適合する場合(イに掲
げるものを除く。)
(7) 一戸建ての住宅 次
に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める額
a 床面積の合計が
200 平方メートル未
満のもの 14,000 円
b 床面積の合計が
200 平方メートル以
上のもの 16,000 円
(4) 住宅用途を含む建築
物の住宅部分 次に掲
げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額
a 床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの 27,000円
b 床面積の合計が

300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの
43,000円

c 床面積の合計が
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの
68,000円

d 床面積の合計が
5,000平方メートル
以上のもの 88,000
円

イ 建築物のエネルギー消
費性能の向上等に関する
法律施行規則第2条第1
項第1号イ又はロの基準
に適合する場合（同令第
11条第2項及び第12
条第3項の規定に基づく
ものに限る。）

(7) 一戸建ての住宅 次
に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が
200平方メートル未
満のもの 7,000円

b 床面積の合計が
200平方メートル以
上のもの 8,000円

(1) 住宅用途を含む建築
物の住宅部分 次に掲
げる区分に応じ、それ

		<p>それぞれに定める額</p> <p>a 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 13,500円</p> <p>b 床面積の合計が 300平方メートル以 上2,000平方メー トル未 満 の も の 21,500円</p> <p>c 床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未 満 の も の 34,000円</p> <p>d 床面積の合計が 5,000平方メートル 以上のもの 44,000 円</p> <p>(4) 略</p>
3	略	
4	<p>法第55条第1項の規定に 基づく低炭素建築物新築等 計画の変更の認定の申請 (同条第2項において準用 する法第54条第2項の規 定による申出を伴う申請に 限る。)に対する審査</p>	<p>申請に係る一の建築物の変更後 の床面積の合計の区分に応じて 適用される2の項金額の欄(1)の 額、3の項の額を加算し、2 の項金額の欄(2)から(4)までに掲 げる場合はそれぞれ当該(2)から (4)までに定める額を更に加算し て得た金額</p>

別表第9 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

3	略	(3) 略
4	<p>法第55条第1項の規定に 基づく低炭素建築物新築等 計画の変更の認定の申請 (同条第2項において準用 する法第54条第2項の規 定による申出を伴う申請に 限る。)に対する審査</p>	<p>申請に係る一の建築物の変更後 の床面積の合計の区分に応じて 適用される2の項金額の欄(1)の 額、3の項の額を加算し、2 の項金額の欄(2)又は(3)に掲げる 場合はそれぞれ当該(2)又は(3)に 定める額を更に加算して得た金 額</p>

別表第9 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	(1) 基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する

(以下この表において「法」という。)第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合
ア 一戸建ての住宅

5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)まで並びに(2)イ及び(4)イ並びに2の項(1)イ並びに(2)イ及び(4)イ並びに7の項(1)イ並びに(2)イ及び(4)イにおいて同じ。)が300平方メートル未満のもの

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以

(以下この表において「法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

もの(法第34条第3項に規定する他の建築物について、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合を除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項、2の項及び8の項において同じ。)が300平方メートル未満のもの
267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
334,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
432,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
616,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
759,000円

カ 床面積の合計が10,000平

上 5,000 平方メートル
未満のもの 52,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メートル以
上のもの 94,000 円

ウ 非住宅用途を含む建築
物の非住宅部分 次に掲
げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

(7) 床面積の合計（市長
が別に定める算定方法
によって算定したもの
をいう。以下(イ)から(キ)
まで並びに(5)及び(6)並
びに 2 の項(1)ウ並びに
(5)及び(6)並びに 7 の項
(1)ウ並びに(5)及び(6)に
おいて同じ。)が300
平方メートル未満のも
の 11,000円

(イ) 床面積の合計が300
平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のもの 19,000円

(ウ) 床面積の合計が
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のもの 31,000円

(エ) 床面積の合計が
2,000平方メートル以
上5,000平方メートル
未満のもの 94,000円

(オ) 床面積の合計が

方メートル以上25,000平方
メートル未満のもの
898,000円

キ 床面積の合計が25,000平
方メートル以上のもの
1,024,000円

(2) 基準省令第1条第1項第1
号ロに定める基準に適合する
もの 次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方
メートル未満のもの
102,000円

イ 床面積の合計が300平方
メートル以上1,000平方
メートル未満のもの
130,000円

ウ 床面積の合計が1,000平
方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの
171,000円

エ 床面積の合計が2,000平
方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの
277,000円

オ 床面積の合計が5,000平
方メートル以上10,000平方
メートル未満のもの
362,000円

カ 床面積の合計が10,000平
方メートル以上25,000平方
メートル未満のもの
435,000円

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 149,000 円

(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 188,000 円

(キ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 235,000 円

(2) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 40,000 円

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 44,000 円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 80,000 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未

キ 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 510,000 円

満のもの 135,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メートル以
上 5,000 平方メートル

未満のもの 230,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メートル以
上のもの 330,000 円

(3) (1)以外の場合で、基準省
令第1条第1項第2号イ(2)
及びロ(2)に定める基準又は
基準省令第10条第2号イ
(2)及びロ(2)に定める基準に
適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に
掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200
平方メートル未満のも
の 20,000 円

(イ) 床面積の合計が200
平方メートル以上のも
の 22,000 円

イ 住宅用途を含む建築物
の住宅部分 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次
に定める額

(ア) 床面積の合計が300
平方メートル未満のも
の 38,000 円

(イ) 床面積の合計が300
平方メートル以上
2,000 平方メートル未

満のもの 66,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メートル以
上 5,000 平方メートル
未満のもの 121,000
円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メートル以
上のもの 183,000 円

(4) (1)以外の場合で、基準省
令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)
及びロ(1)に定める基準並び
に基準省令第 1 条第 1 項第
2 号イ(2)及びロ(2)に定める
基準又は基準省令第 10 条
第 2 号イ(2)及びロ(2)に定め
る基準を併用するもの

ア 一戸建ての住宅 次に
掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200
平方メートル未満のも
の 29,000 円

(イ) 床面積の合計が200
平方メートル以上のも
の 33,000 円

イ 住宅用途を含む建築物
の住宅部分 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次
に定める額

(ア) 床面積の合計が300
平方メートル未満のも
の 59,000 円

- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 256,000円
- (5) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円
 - イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円
 - ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円
 - エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円
 - オ 床面積の合計が5,000

平方メートル以上10,000
平方メートル未満のもの
759,000円

カ 床面積の合計が10,000
平方メートル以上25,000
平方メートル未満のもの
898,000円

キ 床面積の合計が25,000
平方メートル以上のもの
1,024,000円

(6) (1)以外の場合で、基準省
令第1条第1項第1号ロに
定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平
方メートル未満のもの
102,000円

イ 床面積の合計が300平
方メートル以上1,000平
方メートル未満のもの
130,000円

ウ 床面積の合計が1,000
平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの
171,000円

エ 床面積の合計が2,000
平方メートル以上5,000
平方メートル未満のもの
277,000円

オ 床面積の合計が5,000
平方メートル以上10,000
平方メートル未満のもの

		<p><u>362,000円</u></p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p><u>435,000円</u></p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>510,000円</u></p>		
2	<p>法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、1の項金額の欄に定める額とする。</p> <p>(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p><u>2,500円</u></p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>5,500円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上</p>	2	<p>法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>(1) 基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの（法第34条第3項に規定する他の建築物について、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>133,500円</u></p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>167,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>216,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>

2,000平方メートル未
満のもの 11,500円

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メートル以
上5,000平方メートル
未満のもの 26,000円

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル以
上のもの 47,000円

ウ 非住宅用途を含む建築
物の非住宅部分 次に
掲げる区分に応じ、そ
れぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300
平方メートル未満のも
の 5,500円

(イ) 床面積の合計が300
平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のもの 9,500円

(ロ) 床面積の合計が
1,000平方メートル以
上2,000平方メートル
未満のもの 15,500円

(ハ) 床面積の合計が
2,000平方メートル以
上5,000平方メートル
未満のもの 47,000円

(ニ) 床面積の合計が
5,000平方メートル以
上10,000平方メートル
未満のもの 74,500円

(ホ) 床面積の合計が

308,000円

オ 床面積の合計が5,000平
方メートル以上10,000平
方メートル未満のもの
379,500円

カ 床面積の合計が10,000
平方メートル以上25,000
平方メートル未満のもの
449,000円

キ 床面積の合計が25,000
平方メートル以上のもの
512,000円

(2) 基準省令第1条第1項第1
号ロに定める基準に適合する
もの 次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方
メートル未満のもの
51,000円

イ 床面積の合計が300平方
メートル以上1,000平方
メートル未満のもの
65,000円

ロ 床面積の合計が1,000平
方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの
85,500円

ハ 床面積の合計が2,000平
方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの
138,500円

オ 床面積の合計が5,000平
方メートル以上10,000平

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

(2) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル

方メートル未満のもの 181,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 217,500円

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円

未満のもの 115,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 165,000円

(3) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以

上5,000平方メートル
未満のもの 60,500円

(イ) 床面積の合計が
5,000平方メートル以
上のもの 91,500円

(4) (1)以外の場合で、基準省
令第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(1)に定める基準並び
に基準省令第1条第1項第
2号イ(2)及びロ(2)に定める
基準又は基準省令第10条
第2号イ(2)及びロ(2)に定め
る基準を併用するもの

ア 一戸建ての住宅 次に
掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200
平方メートル未満のも
の 14,500円

(4) 床面積の合計が200
平方メートル以上のも
の 16,500円

イ 住宅用途を含む建築物
の住宅部分 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次
に定める額

(7) 床面積の合計が300
平方メートル未満のも
の 29,500円

(4) 床面積の合計が300
平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの 50,000円

- (㊦) 床面積の合計が
2,000平方メートル以
上5,000平方メートル
未満のもの 87,500円
- (㊧) 床面積の合計が
5,000平方メートル以
上のもの 128,000円
- (5) (1)以外の場合で、基準省
令第1条第1項第1号イに
定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める額
 - ア 床面積の合計が 300 平
方メートル未満のもの
133,500 円
 - イ 床面積の合計が 300 平
方メートル以上 1,000 平
方メートル未満のもの
167,000 円
 - ウ 床面積の合計が 1,000
平方メートル以上 2,000
平方メートル未満のも
の 216,000 円
 - エ 床面積の合計が 2,000
平方メートル以上 5,000
平方メートル未満のも
の 308,000 円
 - オ 床面積の合計が 5,000
平方メートル以上
10,000 平方メートル未
満のもの 379,500 円
 - カ 床面積の合計が
10,000 平方メートル以

上 25,000 平方メートル
未満のもの 449,000 円

キ 床面積の合計が
25,000 平方メートル以
上のもの 512,000 円

(6) (1)以外の場合で、基準省
令第1条第1項第1号ロに
定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平
方メートル未満のもの
51,000円

イ 床面積の合計が 300 平
方メートル以上 1,000 平
方メートル未満のもの
65,000円

ウ 床面積の合計が1,000
平方メートル以上2,000
平方メートル未満のも
の 85,500円

エ 床面積の合計が2,000
平方メートル以上5,000
平方メートル未満のも
の 138,500円

オ 床面積の合計が5,000
平方メートル以上
10,000平方メートル未
満のもの 181,000円

カ 床面積の合計が10,000
平方メートル以上
25,000平方メートル未
満のもの 217,500円

		<u>キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 255,000円</u>			
3	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（4の項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) <u>法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</u> ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) <u>床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)まで及び(2)イ並びに5の項(1)イ及び(2)イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</u> (イ)～(エ) 略 ウ 略 (2)・(3) 略 (4) <u>(1)以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準</u>	3	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（4の項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) <u>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</u> ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) <u>床面積（住宅用途を含む建築物にあっては、市長が別に定める算定方法で算定したものをいう。以下この項、5の項及び7の項において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</u> (イ)～(エ) 略 ウ 略 (2)・(3) 略

		<p>に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 29,000 円</p> <p>(4) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 33,000 円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 59,000 円</p> <p>(4) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 100,000 円</p> <p>(7) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 175,000 円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 256,000 円</p> <p>(5)・(6) 略</p>			
4	<p>法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第 30 条第 2 項の規</p>	<p>3 の項に規定する合算して得た額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)から(4)までに掲げる場合はそれぞれ当該(2)から(4)ま</p>	4	<p>法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第 35 条第 2 項の規</p>	<p>(4)・(5) 略</p> <p>3 の項に規定する合算して得た額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)又は(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)又は(3)に定め</p>

定による申出を伴う申請に限る。) に対する審査

で定める額を更に加算して得た金額

- (1) 次に掲げる床面積の合計（建築基準法第6条第1項に基づく計画の変更の確認申請の場合は、変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計とする。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの
8,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
20,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
34,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの
36,000円
- オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
39,000円

カ～コ 略

(2) 略

定による申出を伴う申請に限る。) に対する審査

る額を更に加算して得た金額

- (1) 次に掲げる床面積の合計（建築基準法第6条第1項に基づく計画の変更の確認申請の場合は、変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計とする。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの
7,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
14,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
24,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
31,000円

オ～ケ 略

(2) 略

- (3) 法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）
- (7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円
- (i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円
- b 床面積の合計が

300 平方メートル以
上 2,000 平方メー
トル未満のもの
43,000円

c 床面積の合計が
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの
68,000円

d 床面積の合計が
5,000平方メートル
以上のもの 88,000
円

イ 建築物のエネルギー消
費性能の向上等に関する
法律施行規則第2条第1
項第1号イ又はロの基準
に適合するもの（同令第
11条第2項及び第12
条第3項の規定に基づく
ものに限る。）

(7) 一戸建ての住宅 次
に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が
200平方メートル未
満のもの 7,000円

b 床面積の合計が
200平方メートル以
上のもの 8,000円

(1) 住宅用途を含む建築
物の住宅部分 次に掲
げる区分に応じ、それ

		<p>ぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が 300平方メートル未 満のもの 13,500円</p> <p>b 床面積の合計が 300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの 21,500円</p> <p>c 床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの 34,000円</p> <p>d 床面積の合計が 5,000平方メートル 以上のもの 44,000 円</p> <p>(4) 略</p>			
5	<p>法第31条第1項の規定に 基づく建築物エネルギー消 費性能向上計画の変更の認 定の申請に対する審査（6 の項に規定する審査を除 く。）</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額 を合算して得た金額。ただし、 新たに追加される建築物につい ては、3の項金額の欄に定める 額とする。</p> <p>(1) 法第30条第1項各号に 掲げる基準に適合している ことを示す書類又はこれに 類する書類として市長が別 に定めるものが提出された 場合 ア～ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) (1)以外の場合で、基準省</p>	5	<p>法第36条第1項の規定に 基づく建築物エネルギー消 費性能向上計画の変更の認 定の申請に対する審査（6 の項に規定する審査を除 く。）</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額 を合算して得た金額。ただし、 新たに追加される建築物につい ては、3の項金額の欄に定める 額とする。</p> <p>(1) 法第35条第1項各号に 掲げる基準に適合している ことを示す書類又はこれに 類する書類として市長が別 に定めるものが提出された 場合 ア～ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>

		<p>令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円</p> <p>(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円</p> <p>(5)・(6) 略</p>			
6	法第31条第1項の規定に	4の項金額の欄(1)の額に、5の		6	法第36条第1項の規定に 4の項金額の欄(1)の額に、5の

(4)・(5) 略

基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

項に規定する合算して得た額を加算し、4の項金額の欄(2)から(4)までに掲げる場合はそれぞれ当該(2)から(4)までに定める額を更に加算して得た金額

基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

項に規定する合算して得た額を加算し、4の項金額の欄(2)又は(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)又は(3)に定める額を更に加算して得た金額

7

法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅
5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円

- (エ) 床面積の合計が
5,000 平方メートル以
上のもの 94,000 円
- ウ 非住宅用途を含む建築
物の非住宅部分 次に掲
げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が 300
平方メートル未満のも
の 11,000 円
- (イ) 床面積の合計が 300
平方メートル以上
1,000 平方メートル未
満のもの 19,000 円
- (ウ) 床面積の合計が
1,000 平方メートル以
上 2,000 平方メートル
未満のもの 31,000
円
- (エ) 床面積の合計が
2,000 平方メートル以
上 5,000 平方メートル
未満のもの 94,000
円
- (オ) 床面積の合計が
5,000 平方メートル以
上 10,000 平方メート
ル未 満 の も の
149,000 円
- (カ) 床面積の合計が
10,000 平方メートル
以上 25,000 平方メー
トル未 満 の も の

188,000円

(キ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
以上のもの 235,000
円

(2) (1)以外の場合で、基準省
令第1条第1項第2号イ(1)
及びロ(1)に定める基準に適
合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に
掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200
平方メートル未満のも
の 40,000円

(イ) 床面積の合計が200
平方メートル以上のも
の 44,000円

イ 住宅用途を含む建築物
の住宅部分 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次
に定める額

(ア) 床面積の合計が300
平方メートル未満のも
の 80,000円

(イ) 床面積の合計が300
平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの 135,000円

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メートル以
上5,000平方メートル
未満のもの 230,000

円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メートル以
上のもの 330,000 円

(3) (1)以外の場合で、基準省
令第1条第1項第2号イ(2)
及びロ(2)又は同号イ(3)及び
ロ(3)に定める基準に適合す
るもの

ア 一戸建ての住宅 次に
掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 200
平方メートル未満のも
の 20,000 円

(イ) 床面積の合計が 200
平方メートル以上のも
の 22,000 円

イ 住宅用途を含む建築物
の住宅部分 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次
に定める額

(ア) 床面積の合計が 300
平方メートル未満のも
の 38,000 円

(イ) 床面積の合計が 300
平方メートル以上
2,000 平方メートル未
満のもの 66,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メートル以
上 5,000 平方メートル
未満のもの 121,000

円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メートル以
上のもの 183,000 円

(4) (1)以外の場合で、基準省
令第1条第1項第1号イに
定める基準に適合する非住
宅用途を含む建築物の非住
宅部分 次に掲げる区分に
応じ、それぞれ次に定める
額

ア 床面積の合計が300平
方メートル未満のもの
267,000 円

イ 床面積の合計が300平
方メートル以上1,000平
方メートル未満のもの
334,000 円

ウ 床面積の合計が1,000
平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの
432,000 円

エ 床面積の合計が2,000
平方メートル以上5,000
平方メートル未満のもの
616,000 円

オ 床面積の合計が5,000
平方メートル以上
10,000 平方メートル未
満のもの 759,000 円

カ 床面積の合計が
10,000 平方メートル以
上25,000 平方メートル

未満のもの 898,000 円
キ 床面積の合計が
25,000 平方メートル以
上のもの 1,024,000 円
(5) (1)以外の場合で、基準省
令第1条第1項第1号ロに
定める基準に適合する非住
宅用途を含む建築物の非住
宅部分 次に掲げる区分に
応じ、それぞれ次に定める
額
ア 床面積の合計が300平
方メートル未満のもの
102,000 円
イ 床面積の合計が300平
方メートル以上1,000平
方メートル未満のもの
130,000 円
ウ 床面積の合計が1,000
平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの
171,000 円
エ 床面積の合計が2,000
平方メートル以上5,000
平方メートル未満のもの
277,000 円
オ 床面積の合計が5,000
平方メートル以上
10,000 平方メートル未
満のもの 362,000 円
カ 床面積の合計が
10,000 平方メートル以
上25,000 平方メートル

					未満のもの 435,000 円 キ 床面積の合計が 25,000 平方メートル以 上のもの 510,000 円
7	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	<p>(1) 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての場合 2,500 円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 5,500 円</p> <p>(1) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 11,500 円</p> <p>(7) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 26,000 円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 47,000 円</p>	8	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	

- ウ 非住宅用途を含む建築物
の非住宅部分 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次に
定める額
- (7) 床面積の合計が 300 平
方メートル未満のもの
5,500 円
- (イ) 床面積の合計が 300
平方メートル以上 1,000
平方メートル未満のも
の 9,500 円
- (ウ) 床面積の合計が 1,000
平方メートル以上 2,000
平方メートル未満のもの
15,500 円
- (エ) 床面積の合計が 2,000
平方メートル以上 5,000
平方メートル未満のもの
47,000 円
- (オ) 床面積の合計が 5,000
平方メートル以上
10,000 平方メートル未
満のもの 74,500 円
- (カ) 床面積の合計が
10,000 平方メートル以
上 25,000 平方メートル
未満のもの 94,000 円
- (キ) 床面積の合計が
25,000 平方メートル以
上のもの 117,500 円
- (2) (1)以外の場合で、基準省令
第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び
ロ(1)に定める基準に適合する

もの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
20,000 円

(4) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
22,000 円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
40,000 円

(4) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
67,500 円

(7) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
115,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの
165,000 円

(3) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するも

- の
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (7) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
10,000 円
- (4) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
11,000 円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (7) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
19,000 円
- (4) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
33,000 円
- (7) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
60,500 円
- (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの
91,500 円
- (4) (1)以外の場合で、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に定める基準並びに基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)又は基準省令第 1 0

条第2号イ(2)及びロ(2)の基準を併用するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
14,500円

(4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
16,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
29,500円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
50,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
87,500円

(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
128,000円

(5) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ

(1) 基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの (法第34条第3項に規定する他の建築物について、

		<p>次に定める額</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(6) (1)以外の場合で、<u>基準省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合するもの</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～キ 略</p>			<p><u>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合を除く。)</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(2) <u>基準省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合するもの</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～キ 略</p>
--	--	---	--	--	--

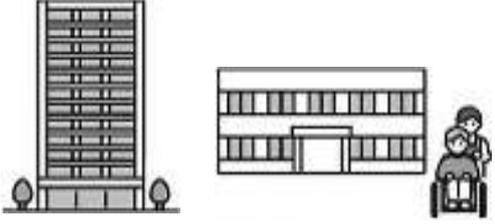
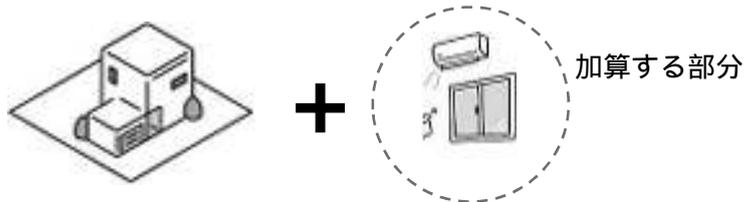
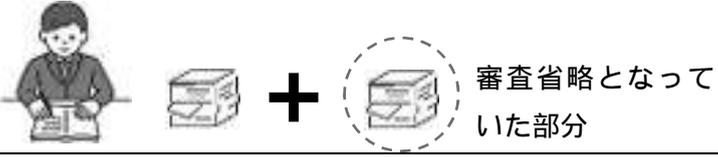
所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

1. 改正理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「建築基準法」が一部改正されたことから、関連する事務に係る手数料の新設や見直し等の改正をするものです。

(令和7年4月1日施行)

2. 主な改正内容

法改正の内容	手数料条例の改正内容
<p>省エネ基準適合義務の対象が拡大 省エネ基準適合義務は、これまで非住宅を対象としていましたが住宅も対象となります。</p>  <p>非住宅：(例) 事務所ビル・介護施設</p>  <p>住宅：(例) 共同住宅・戸建住宅</p>	<p>別表第9 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料) 省エネ基準への適合状況は、一般的に省エネ基準適合性判定により確認することから、住宅の省エネ基準適合性判定手数料を新設します。</p> <p>別表第1 (建築基準法関係手数料) 仕様基準とした住宅の場合に限り、建築確認申請において省エネ基準への適合状況を確認することから、確認申請手数料に加算する省エネ基準の審査手数料を新設します。</p>  <p>建物の確認 + 省エネ基準の確認</p> <p>別表第6 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料) 別表第7 (都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料) 別表第9 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料) 住宅の省エネ基準に関して、新たな評価方法による審査手数料を新設します。</p>
<p>確認申請の特例 (審査省略) が縮小 木造2階建ての住宅程度のものに、主に構造の審査が増えます。</p>	<p>別表第1 (建築基準法関係手数料) 審査業務が増加する申請区分の審査手数料を見直します。(増額) 同様に検査業務が増加する申請区分の検査手数料を見直します。(増額)</p>  <p>審査省略となっていた部分</p>